

日本興業銀行法案

秘密



414
A 2708
2

日本興業銀行法

第一章 総則



第一条 日本興業銀行ハ株式会社トシ其ノ本店
東京ニ置ク

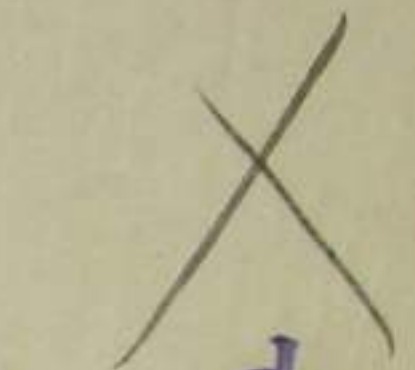
X

第二条 日本興業銀行ノ資本金ハ一千万圓以上
トス但シ株主總會ノ決議ニ依リ大蔵大臣ノ認
可ヲ經テ資本金ヲ増減スルコトヲ得

第三条 日本興業銀行ノ各株式ノ金額ハ一百圓以上トス
第四条 日本興業銀行ノ存立時期ハ設立免許ノ

日ヨリ五十箇年トス但シ株主總會ノ決議ニ依
リ大蔵大臣ノ認可ヲ經テ存立時期ヲ延長ス
ルコトヲ得

第二章 重役



中五条 日本興業銀行ニ總裁一人理事四人以上
監査役三人以上ヲ置ク

中六条 總裁ハ日本興業銀行ヲ代表ス

總裁及理事ハ定款ノ定ムル所ニ從ヒ日本興業
銀行ノ業務ヲ綜理ス

監査役ハ日本興業銀行ノ業務ヲ監査ス

中七条 總裁ハ百株以上ヲ所有スル株主中ヨリ

政府之ヲ命ジ其ノ任期ヲ三箇年トス但シ其
ノ任期限後再任ヲ命スルコトヲ得

理事ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主総
会ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選挙シ政府其ノ中ヨ

リ之ヲ命ジ任期ヲ三箇年トス但シ其ノ任期限
限ノ後再任ヲ命スルコトヲ得



監査役ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主総
会ニ於テ之ヲ選定シ其ノ任期ヲ二箇年トス但シ
其ノ任期限後再選スルコトヲ得

中八条 總裁及理事ハ在任中何等ノ名称ニ拘ラ

ズ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ス但シ
大藏大臣ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニアラス

第三章 營業

中九条 日本興業銀行ハ左ノ事業ヲ営ムモノトス

中一 國債、地方債、社債ノ引受

中二 國債証券、地方債証券、社債証券及株券ヲ質
トスル貸付

中三 國債証券、地方債証券、社債証券及株券ノ買
入

第十四 諸預り金及当座貸越勘定

第十四条 日本興業銀行ニ於テ国債、地方債、社債ノ引受ヲ為サントスルトキハ豫メ大蔵大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十五条 日本興業銀行ニ於テ買入レ又ハ質トスル国債、証券、地方債、社債、株券ノ種類ハ豫メ大蔵大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十二条 日本興業銀行ニ於テ徵スル国債証券、地方債証券、社債証券及株券ノ擔保價格ハ豫メ大蔵大臣ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ但シ如何ナル場合ニ於テモ時價十分ノハヲ超過スルコトヲ得ス

X

第十三条 第十條、第十一條及第十二條社債及株券ニ関シテハ大蔵大臣ノ認可ニ加フルニ農商務大臣若クハ逓信大臣ノ認可ヲ受クルヲ要ス

第十四条 日本興業銀行ハ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ営ムコトヲ得ス

X

第四章 興業債券
第十五条 日本興業銀行ハ資本金四十分ノ一以上ノ払込アリタルトキハ払込金額ノ十倍ヲ限り興業債券ヲ發行スルコトヲ得但シ其ノ引受ケ又ハ買入タル国債証券、地方債証券、社債証券現在高ラ超過スルコトヲ得ス

第十六条 興業債券ハ券面金額ヲ百圓以上トシ、並記名札附トス但シ應募者又ハ所有者

ノ請求ニ依リ記名ト為スコトヲ得

第十七条 日本興業銀行ハ興業債券借換ノ為
一時第十五条ノ制限ニ依ラズ低利ノ興業債券
ヲ発行スルコトヲ得

低利ノ興業債券ヲ発行シタルトキハ発行後一
箇月以内ニ抽籤ヲ以テ其ノ発行券面金額ニ
相当スル旧興業債券ヲ償還スヘシ

第十八条 日本興業銀行ニ於テ興業債券ヲ発
行セントスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十九条 政府ハ日本興業銀行カ興業債券ヲ外
國ニ於テ募集スル場合ニ限り其元金償還及
利子支払ヲ保証スルコトヲ得

第二十条 日本興業銀行ハ政府ノ保証シタル興業
債券金額ニ相当スル國債証券、地方債券及社
債券ヲ政府ニ預ケ入ルコト

日本興業銀行ニ於テ政府ノ保証シタル興業債券元
利金ノ支払ヲ怠リタルトキハ政府ハ前項ニ依リ預
タル有價証券ヲ賣却シテ其ノ支払ニ充ツヘシ

第二十一条 興業債券ヲ偽造又ハ変造シテ行使シ
タル者ハ刑法第二百四十一条ノ例ニ依リ處罰ス其ノ
模造ニ関シテハ明治二十八年法律第二十八号通
貨及証券模造取締法ニ依リ處分ス

第五章 準備金
第二十二条 日本興業銀行ハ毎年準備金トシテ
資本ノ欠損ヲ補フ為利益ノ百分ノ八以上ヲ積
立テ且ツ利益配当ノ平均ヲ得セシムル為利益ノ百

前項ノ預託券ヲ賣却スルハ政府ノ保証シタル興業債券元利金ノ支払ニ充ツヘシ
不足ノ先トキハ政府ハ興業銀行ノ財産ニシテ先取ノ特權ヲ有ス但シ其順位ハ公課ノ次トス

分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

第二十三條

日本興業銀行ノ配当金ノ計算百

分ノ八以上ニ超過スルトキハ其ノ超過金額ノ少
クトモ十分ノ五ニ相当スル金額ヲ更ニ積立ツヘシ

第六章 政府ノ監督

第二十四條

大藏大臣ハ日本興業銀行一切ノ業

務ヲ監督ス

第二十五條

日本興業銀行ハ其ノ定款ヲ変更セシト

スルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十六條

日本興業銀行ニ於テ支店又ハ代理店ヲ

設置セシトスルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受クヘ

シ

大藏大臣ニ於テ支店又ハ代理店ヲ要用ナリトスル

トキハ日本興業銀行ニ命シテ之ヲ設置セシム
ルコトアルヘシ

第二十七條

日本興業銀行ハ大藏大臣ノ認可ヲ

經ルニアラサレハ株主ニ配当金ノ分配ヲ為スコト

ヲ得ス

第二十八條

大藏大臣ハ日本興業銀行ノ營業上

法律命令又ハ定款ニ背戾シ若クハ公益ヲ害ス

ル事件アリト認ルルトキハ之ヲ制止スヘシ

第二十九條

日本興業銀行ハ大藏大臣ノ命令ニ從ヒ其

ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差

出スヘシ

第三十條

大藏大臣ハ特ニ日本興業銀行監理官ヲ

置キ日本興業銀行ノ業務ヲ監視セシム

第三十條 日本興業銀行監理官ハ何時ニテモ日本興業銀行ノ金庫券書庫帳簿及諸般ノ文書ヲ檢査スルコトヲ得

日本興業銀行監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第七章 罰則

第三十二條 日本興業銀行ニ於テ本法ニ違反シタルトキハ總裁若クハ理事ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

附則

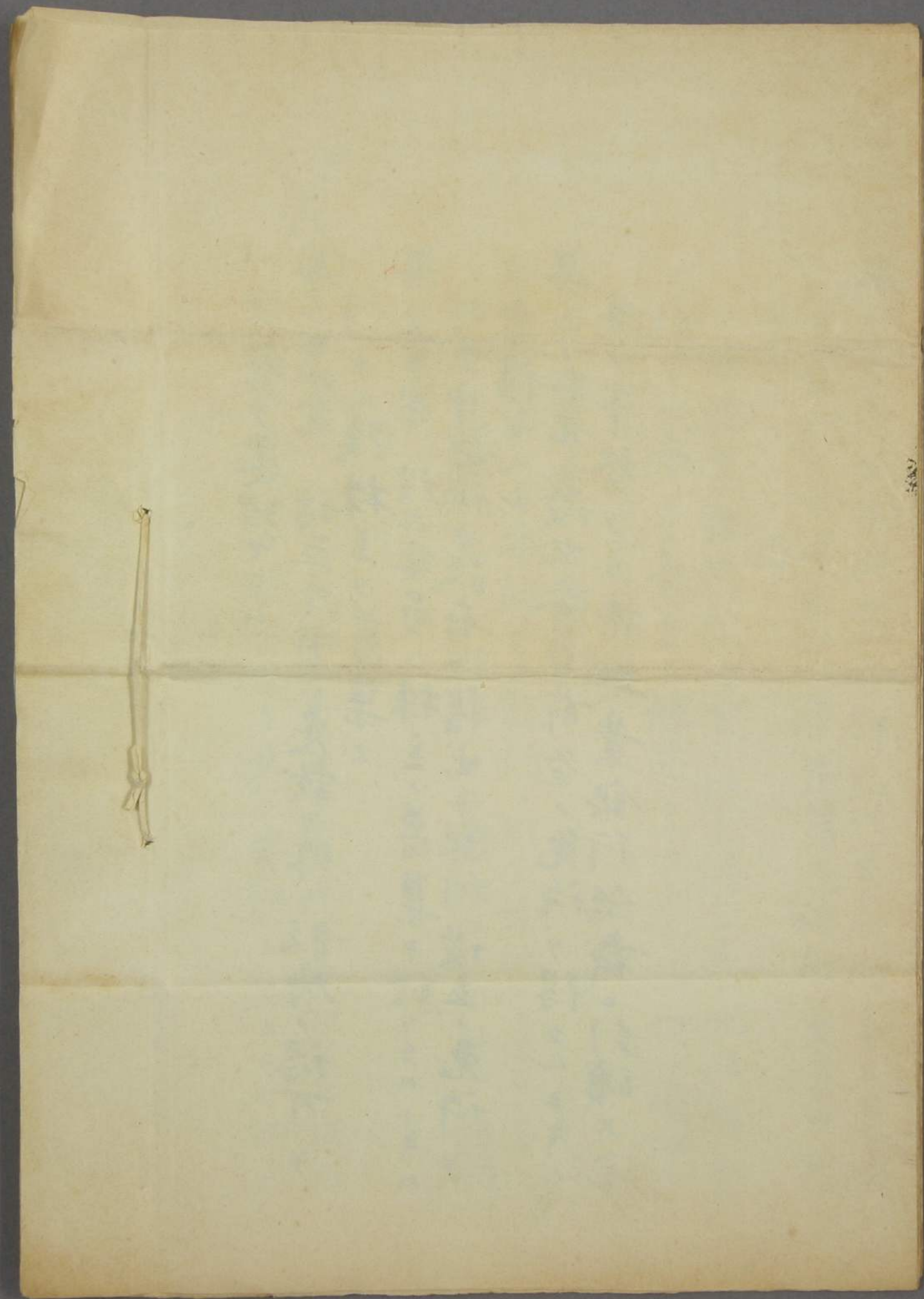
第三十三條 政府ハ設立委員ヲ置キ日本興業銀行設立ノ免許ヲ與フルマテ其ノ發起ニ關スル一切ノ

事務ヲ處理セシム

第三十四條 設立委員ハ定款ヲ作り政府ノ認可ヲ得タル後株主ヲ募集ス

第三十五條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込証ヲ政府ニ提出シ銀行設立ノ免許ヲ稟請スヘシ

第三十六條 設立委員前條ノ免許ヲ得タルトキハ其ノ事務ヲ日本興業銀行總裁ニ引渡スヘシ



汪子

汪子

汪子

汪子

汪子

汪子

汪子

汪子

汪子

日本興業銀行

切

酒

南
北
東
西